

福

伝える

祉

み

つな

え

No. 403

3月号
2025年

ひびきあう



テーマは
「旅行先の景色や思い出」
三重県内の風景や美味しいもの、
おすすめスポットなどを
ぜひ、おすそ分けください！

写真の投稿はこちらから >>>

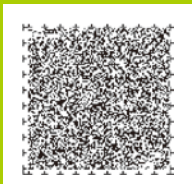
あなたの写真が世界への冒険を共有し、
福祉の魅力を広める一役を担うかもれません！

今日の表紙写真は、県社協職員が訪れた、松阪市三雲町河津桜ストリート「ひらり、心ほどける桜日和」の様子をお届けします。

contents

- 特集：地域共生社会にむけた県社協の役割…………… 2
- 「子どもの居場所」ニーズ・シーズのマッチング支援事業…………… 5
- 連載：福祉レストラン…………… 6
- ありがとうメッセージ…………… 8

福祉みえでは、2～4ページの
特集記事に uni-voice による
音声コードを導入しています。



Uni-Voice音声コード

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

本会は今年度「70周年誌」を発行しました。次の10年のために県社協が果たすべき役割について、牧里毎治先生（三重県地域福祉研究会・顧問、関西学院大学名誉教授）にメッセージをいただきました。



牧里 毎治 関西学院大学名誉教授

専門は、地域福祉論、コミュニティワーク、地域福祉計画論、社会起業論など。

同志社大学文学部社会学科卒業、大阪市立大学大学院生活科学研究科博士課程退学。大阪府立大学社会福祉学部 教授を経て現職。

「地域共生社会」を英語ではどう言えばいいのかネイティブに聞くと、Social Inclusive Community と言えば通じるそうである。直訳すれば社会包摂的地域ということになるが、これでは日本人は分からなくなる。「地域共生社会」とはうまくネーミングしたものだ、近未来に目指すべき地域社会イメージとしては出来映えがいい。誰一人置き去りにしないSDGs（持続的開発目標）の理念にもかなっているし、仏教用語の共生（ともいき）にも通じるので、麗しく心地のいい響きに惑わされてしま

う。行政用語になった「地域福祉」という言葉も「地域共生」に取って替えられる勢いである。「福祉」という言葉に嫌悪感を抱える人にとっては「共生」のほうが馴染みやすいし受け入れやすいのだろうか。福祉政策にとって地域福祉が主流化したという巷の声もあったが、地域福祉も手垢がつきすぎて色褪せてきたのだろうか。私たちの生活環境は物価高や非正規雇用で厳しく、将来への展望を持ちにくい閉塞感が漂う。現実の社会は無縁社会だからこそ「地域共生社会」を目指して地域福祉が主



流化しなければならぬのだろう。しかし、私たちが地域福祉の主流化を実感できるとすれば、地域福祉の政策や実践が社会の本流になること（メインストリーム）だとすれば、周縁化させられた、支流に取り残された人びとを本流に取り戻すことだろう。地域福祉推進の中核機関とされている市町村協とともに県社協の果たす役割は途轍もなく大きい。

周知のように社協は、市民や住民にとって半官半民の行政組織なのか民間組織なのかよくわからない団体である。行政に守られて、場合によっては行政よりも官僚的で上意下達的な対応をすると揶揄されてもきた。たしかに法令に具体的に記載された民間団体とい

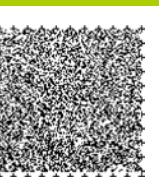
う意味では特殊であることも行政の外郭団体としてみなされやすい。社協を行政の下請け機関と否定的にみなすか、行政に準じた公共的な事業を行える公益団体と肯定的に考えるかで大きな差異が生じる。概ね全国津々浦々、基本的には地方公共団体ごとの行政エリアに概ね社協は一つしか認められていない世界的にも稀有な地域組織といえる。

社会福祉法によれば、都道府県社協は市町村社協の行う事業で広域的見地から必要とされるもの以外に福祉従事者の人材養成・研修、社会福祉事業の経営に関する指導・助言、市町村社協の連絡調整を行うものとされている。全社協の定めた「新・社会福祉協議会基本要項」（平成4年4月）では市町村社協の連絡調整、福祉課題の把握・計画策定、

提言・運動、調査研究、福祉教育・啓発、相談・情報提供、人材養成・研修、財源確保・助成、共同募金・歳末助け合い運動など実に多岐にわたっている。これ以外にも生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、苦情解決（運営適正化）など直接サービス事業も加えられている。直接サービス事業を除けば、いわゆるインターメディアリ（中間支援組織）というカテゴリーに属する非営利民間団体が行う社会的事業・機能を有する福祉に関する社会的組織といえることができる。いわゆる社会福祉事業者の行う事業のみならず「社会福祉を目的とする事業」にも門戸を開いた事業についても振興や促進が期待されており、地域社会における様々な団体・組織を媒介・仲介する中間支援的

機能を県社協に求めていると読み込むことができる。今日的にはインターメディアリとしてイメージされるのは、社協以外にもNPO支援センターとか市民活動センター、まちづくりセンターなどだろうが、共同募金会、民間助成財団なども中間支援機能を有しているといえるだろう。中間支援組織とは行政と住民組織の間に介在して連携・協働を促進する組織という理解が一般的に広がっている。しかしながら欧米でいうインターメディアリは、助成財団など民間団体の支援や社会資源の仲介などを行う組織を意味することが多く、日本でいう中間支援組織という表現はやや狭い印象が残る。このような視点から見ると、県社協が県行政と市町村協との間に介在する中間支援組織という

性格をもつのも頷けるが、県社協は全社協と市町村協を媒介する機能も持っているので複線的である。市町村協も基礎的自治体における行政と住民、住民団体との連絡調整などの中間支援機能を担っており、市町村協の広域的連絡調整や連携・協働の働きを県社協がしているとみるならば、社協は連携・協働のプラットフォームづくりをしている中間支援組織ということになる。社協という名の通り、協議会という福祉プラットフォームなのである。



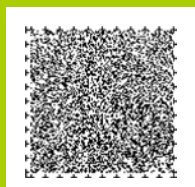
三重県に目を向けると、現在改定中ではあるが、第一期の「新・ウェルビーイングみえプラン」をみると、「福祉のプラットフォーム」、「行政とのパートナーシップ」、「福祉支援ネットワーク」とか県社協の地域福祉活動支援計画・強化発展計画のなかに連携・協働の内容が記載されている。平成13年以降の県社協強化発展計画「ウェルビーイングみえプラン」に基づき行ってきた取組みについては県社協「70周年記念誌」に詳しいが、「災害時に備えたネットワーク強化事業」、「社会福祉法人地域公益活動・みえ福祉の「わ」創造事業」、「地域包括・在宅介護支援センター協議会」事務局などプラットフォーム運営が垣間見れる。つまり、中間支援組織の事業形態は、プラット

フォームとして協議会、連携機構（コンソーシアム）、共同プロジェクト、イベント実行委員会、相互協定など多様な形態をとるが、誰に対してどのような目的で連携・協働を形成するかによって、その本質や機能を変えるということである。なかでも注目したいのは、県社協定款に掲げている「共同募金事業への協力」と「生活福祉資金貸付事業」である。「共同募金事業への協力」では、赤い羽根共同募金の「募金百貨店」の取組みを流通業者などと共に「寄付付き商品」として事業展開している。共同募金会と連携した購買運動プロジェクトとして、ある種の国内版フェアトレード（公正取引）の試みであると評価できる。開発途上国の貧困低所得階層から原材料を地域発展に資する寄

付込の価格で買い入れて、富裕国消費者が応援価格で商品を買うというフェアトレードの応用である。「羽モリサイクル」プロジェクトも地球環境改善の意味も結び付けた、障がい者の社会参加や企業・事業者の社会貢献を重ね合わせた取り組みといえるだろう。

「生活福祉資金貸付事業」については、低所得世帯を対象として必要な資金を貸し付ける仕組みを応用し、緊急小口資金及び総合支援資金の所得要件を緩和することで、新型コロナウイルス感染症の影響で減収した人を幅広く対象とする特例貸付が実施された。大胆な貸付要件の緩和の結果、利用者が急増したという卑近な例である。しかし償還業務に追われ、滞納する案件が増えているという問題もある。借金だから利用者は返済義務が生ずるが、緊急対応が求められたという特別な事情は考慮しなければならぬにしても、単なる生活費の貸付・回収の金融業務に終わらせてはいけない。例えば、マイクロクレジット（無担保少額融資）のような生業支援、起業支援を組み込んだ金融事業を展開したバンブラディッシュ・グラミン銀行の取組みも応用してみる必要がある。民生委員の世帯更生運動とむすびついた世帯更生資金事業に始まる「生活福祉資金貸付事業」こそ金融機関やNPO、労働者協同組合などとプラットフォームを構築して、県社協がリードする重要な役割が埋蔵されているように思えないのではないのである。

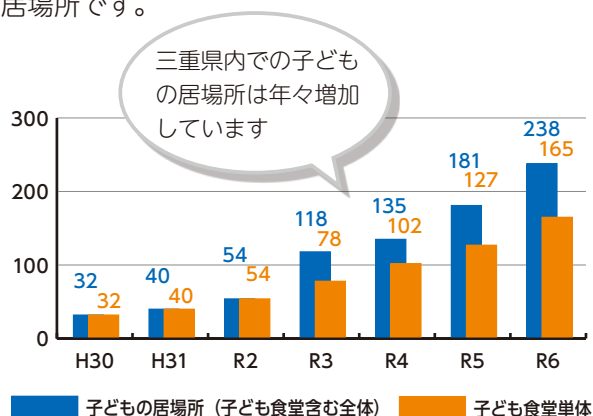
本会では、「新・ウェルビーイングみえプラン（2期計画）」が掲げる基本理念「認め合い 包み込み 共に生きる地域社会をめざして」の実現に向け注力していきます。そのために、本会では、会員・構成員のみなさまをはじめ多様な主体が、ともに社会課題の解決に取り組む福祉プラットフォームの構築を目指します。



「子どもの居場所」 ニーズ・シーズのマッチング支援事業 ご紹介＆ご報告

子どもの居場所とは...

子ども達に食事と居場所の提供を行う「子ども食堂」をはじめとして、「学習支援教室」や「フードパントリー」など家でも学校でもない第3の居場所として子ども達が安心して過ごすことのできる大切な居場所です。



ニーズ・シーズのマッチング支援事業とは...

子どもの居場所が抱える課題(ニーズ※1)と、企業・団体・個人が持つ提供可能な地域資源(シーズ)を可視化し、マッチング・コーディネートしています。

ニーズ登録	79件	令和7年2月現在
シーズ登録	38件	

※1 ニーズには、してほしいことや活動において必要なもの(ほしいもの)を登録していただいています。
例) 食材、物資、活動資金、場所、人材 など

マッチング成果報告

令和6年度マッチング数

170件

令和7年2月現在



令和6年度マッチング事例集 DLはこちら

マッチング事例 (一部抜粋)

災害備蓄品 (更新にともなう備蓄終了品) × 1団体

岡三証券株式会社 津支店

災害備蓄品として保管している災害備蓄品の更新を行うため、備蓄終了品を企業がある市内の子どもの居場所で利用してほしい！



品評会に出品された果物 (梨・いちご) × 45団体

三重県園芸振興協会

品評会への出品財(梨やいちご)を、子ども達に食べてもらい、県産品のおいしさを知り、食育に活用してほしい！



企業からの活動資金 (寄付金) × 2団体

株式会社ジェイテクト 亀山工場

地元の子どもの居場所が安心して過ごすことのできる居場所の活動資金として使ってほしい！



子どもの居場所に寄付がしたい、なにかできることを探している、興味がある方はぜひ事務局 (TEL 059-227-5145 / MAIL kodomo29@miewel.or.jp) までお問い合わせください。

福祉レストラン

三重県には、障がい者就労支援の一環として、さまざまな障がいのある人が自分らしい働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分発揮することが出来るような取組をされているカフェやレストランがあります。本誌では、そんな取組をされているお店にお邪魔し、連載企画としてご紹介します。

第4回目は、名張市にある社会福祉法人名張育成会が運営するワークプレイス菜「Cafe 輪^{リン}」さんにお話を伺いました。

Q1 スタッフの働き方について

A1 Cafe 輪では、生活介護を利用している方がスタッフとして3名働いています。仕事内容は、接客をはじめ、開店前の準備、配膳下膳、掃除など責任を持った姿勢で仕事に取り組んでいます。中には、常連のお客様の好みを把握して対応をしたり、レジ業務を担当したりするスタッフもいます。



Q2 お店のこだわり

A2 提供するメニューはすべて手作りであることがこだわりです。日替わりランチは、当施設の就労継続B型事業所「キッチン花むすび」（配食事業）で調理しています。また、地域の方に通ってもらいやすいように、リーズナブルな価格帯で提供しています。

中庭に四季折々の草木があり、景色を楽しみながら食事をしていただくことができます。併設するギャラリーでは、当施設の障がい者アートの拠点「Atelier 彩」に所属するアーティストの作品展示の他、様々な企画展を行っています。

Q3 おすすめのメニュー

A3 全てのメニューがオススメです。数量限定の日替わりランチは、管理栄養士がカロリー計算をして栄養バランスを考慮したヘルシーメニューです。テイクアウトも可能です。

他にも、何度も試作を重ね考案したトマトチキンカレー、分厚く食べ応えがある手作りハンバーグ、パスタのミートソースには野菜がたっぷり入っています。ティータイムメニューでは、きめが細やかなシフォンケーキも人気です。



- ① 日替わりランチ (650円)
(テイクアウトの場合 600円)
- ② トマトチキンカレー (650円)
- ③ ミニシフォンセット (250円)

Q4 今後の展望

A4 地域で生活している高齢の方や、四季折々の中庭を楽しまれる方など様々な方が来店され、ランチを楽しまれています。中には、スタッフとのお話を楽しみに来られる方もいて、スタッフと地域の方との交流の場となっています。これからも地域の方が訪れやすいCafeにしたいと思っています。

お
店
情
報

Cafe 輪^{リン} (社会福祉法人名張育成会)

〒518-0479 名張市百合が丘東9番町290
TEL 0595-62-3273

営業時間 11:00 ~ 16:00

定休日 土・日・祝日



CAFE_RIN_Y



令和6年度

ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>

全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

セットプラン

保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン	
賠償事故に対応	身体賠償（1名・1事故）	1億円・7億円	2億円・10億円
	財物賠償（1事故）	1,000万円	1,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中） うち現金支払限度額（期間中）	200万円 20万円	200万円 20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度	
園児の傷害事故に対応	死亡保険金	121.2万円	108万円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%	
	入院保険金（1日あたり）	1,700円	1,500円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	通院保険金（1日あたり）	1,100円	1,000円
	天災補償	なし	あり

基本セット補償保険料計算例	
100名で加入の場合	
賠償	29,300円
傷害	87,000円
870円 ×100名 ×1口	
合計	116,300円

セットプランをおすすめします!!



個別プラン

プラン1 保育所業務の補償

① 基本補償

- オプション1 ● 地域子育て支援拠点事業等補償
- オプション2 ● 保育所の借用不動産賠償事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

② 個人情報漏えい対応補償

③ 保育所の什器・備品損害補償

プラン2

保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3

職員等の補償

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償

プラン4

法人役員等の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社
 TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11599 より抜粋)



ありがとうメッセージ

～ 心も一緒に届いています ～

社会福祉法人 明和町社会福祉協議会

令和5年度実施事業

福祉協力校支援事業

明和町社会福祉協議会では、町内の小中学校のボランティア活動等を支援する事業を実施しています。

令和5年度は、地域性を活かした浜辺の清掃や竹についての学習、また、全盲の方に来ていただきアイマスク体験をする等の福祉教育、障がい者スポーツについての学習、地域の方との交流を通じた世代間交流等、町内の小中学校6校が様々な活動をしました。

共同募金にご協力いただき、ありがとうございました。



社会福祉法人 南伊勢町社会福祉協議会

令和5年度実施事業

障がい児・者福祉活動事業

南伊勢町社会福祉協議会では、在宅の障がい児・者を対象に、ゲームやスポーツ等を行いながら交流を図り、また、同時にその家族の方々の研修や懇談の場を設けて、話し合っていたり、機会をつくる事業を実施しています。

令和5年度は、障がい児・者の方々やその支援者の方々と空き缶を積み立てて高さを競うゲームや綱引き等を行い、楽しく交流することができました。

共同募金にご協力いただき、ありがとうございました。



発行人 井村 正勝

編集人 横田 浩一・広報委員会

発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618

URL : <https://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp

編集協力 株式会社アイリック

2025年3月号(通巻403号) 令和7年3月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。